

# 議会運営委員会・総務建設常任委員会視察報告

案浦兼敏

## 1 視察日程

- (1) 令和6年5月9日（木）午前9時30分～11時30分 栗山町議会
- (2) 令和6年5月10日（金）午前9時30分～11時30分 芽室町議会

## 2 視察参加者

議会運営委員会（山脇、末若、杉野、宮崎、古家）小池議長  
総務建設常任委員会（末若、杉野、山脇、川口、鞭馬、案浦、田代）

## 3 視察報告

### (1) 栗山町

#### I 栗山町の概況

栗山町は、北海道の中央部に位置し、札幌市から車で1時間の距離にあり、夕張市に隣接している。面積 203.93 km<sup>2</sup>、人口 10,776 人、農林業や観光業を中心とした町である。

令和6年度一般会計予算額は114億62百万円、議員定数は11名（令和4年6月議会で1名減）である。

栗山町議会は、全国で初めて議会基本条例を制定（平成18年5月）するなど、議会改革の先駆的な存在である。

#### II 視察調査の結果

##### ① 議会改革への取組

##### ◎ 議会の概要

###### ○ 常任委員会（任期2年）

- ・ 総務教育常任委員会（6名）
- ・ 産業福祉常任委員会（6名）
- ・ 広報公聴常任委員会（10名）

###### ○ 会期 通年（5月～4月）※令和3年12月議会から

##### ◎ 議会改革の必要性

###### ○ 議会改革の社会的背景～信頼される議会に

- ・ 地方分権改革（重くなる議決責任と問われる説明責任）
- ・ 三位一体の改革（富の再分配から負の再分配）
- ・ 平成の大合併（求められる透明性と多様化する価値観）

###### ○ 当時の町の状況

財政状況悪化に伴う行財政改革（平成15年、平成18年）

二度の合併協議の不調（平成16年、平成20年）

※夕張市の財政破綻に伴う財政再建団体指定（平成19年）

##### ◎ 議会基本条例とは～約4年半の議会改革の取組の集大成～議会運営における最高規範

###### ○ 議会基本条例の三本の柱

- ・ 徹底した情報の公開と共有
- ・ 住民参加の機会の保障

- ・積極的な議員間の討議

○議会基本条例の重要ツール～一般会議（条例第14条第2項）

「議会は、町政の課題に柔軟に対応するため、町政全般にわたって、議員及び町民が自由に情報及び意見を交換する一般会議を設置するものとする。」

○議会基本条例の根幹～議会報告会

- ・町内12会場（原則町内会自治会との共催）、3班編成とし、4会場ずつ分担
- ・時間は、90分程度報告会資料は、広聴小委員会で作成
- ・町民からの意見・要望は、提言書として取りまとめ、町長に渡している。（議会だよりに掲載）

※議会報告会を補完するため、出前報告会を開催

- ・学生・若者・女性・子育て世代の団体・グループ等を対象とする。

○住民参加のニューウエーブ～議会モニター（条例第13条：平成20年3月に条例改正）

- ・資格：年齢満18歳以上の町民で、公務員、各種議会議員または各種行政委員でないこと。
- ・職務：会議を傍聴し、会議の運営に関する意見を文書により提出すること。  
議会だより、議会ホームページに関する意見を文書により提出すること。  
町議会議員と1年1回以上意見交換を行うこと。など

- ・任期 2年

- ・人数（定数） 17人（20人）

○通年議会 議会の活動をよりフレキシブルに行うため、通年議会制を導入した。

コロナ禍のような緊急事案であっても、議会の能力を十分に発揮できる。

○文書質問 定例会議開催月以外に、町長の所信を問う質問を行うことで、議会の機能向上を図る。質問事項については、議会運営委員会に諮る。

○議員のなり手対策事業～議員の学校

- ・経緯 平成27年・平成31年の2度にわたり町議会議員選挙がなかった。
- ・議員の報酬と定数に関する調査特別委員会を設置（令和元年6月）  
小委員会設置～報酬と定数を考える小委員会、なり手問題を考える小委員会  
（結論） 報酬 → 現状維持、定数 1名減（12名→11名、令和5年4月選挙より）  
なり手不足解消に向けた具体的な取組み→議会改革推進会議→議員の学校開校

<議員の学校>

- ・カリキュラム

1 時間目：議会のキホン～議会と議員の役割について～

2 時間目：議員に聞いてみよう～議員活動の実際～

3 時間目：傍聴してみよう～議会運営委員会～

4 時間目：傍聴してみよう～一般質問編～

5 時間目：傍聴してみよう～予算審査特別委員会～

6 時間目：体験してみよう～模擬議会～、閉校式

- ・受講者 19名（うち3名が令和5年4月の町議会議員選挙に立候補・当選）

◎自治基本条例と議会基本条例

- ・自治基本条例（平成 25 年 4 月施行）・・・まちづくりの最高規範（町民、議会、行政みんなで進めるまちづくりのルール）

議会の働きかけ（特別委員会で 8 回審議）により、町長公約による執行部提案で自治基本条例を議決

- ・議会基本条例（平成 18 年 5 月施行）・・・議会運営の最高規範

※いずれの条例も「情報共有」と「町民参加」のまちづくりが共通理念としてある。

これらの検討に当たっては、専門的知見（大学教授など）を活用している。

## ②議決事件の拡大と議会の取組について

### ◎議会が積極的に関与～議決事件の拡大

○栗山町では、住民生活に密接に関係する 6 つの事件を、議会が議決すべき事件として議会基本条例（平成 18 年 5 月施行）に規定している。

- ①栗山町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画
- ②栗山町都市計画マスタープラン
- ③栗山町住生活基本計画
- ④栗山町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- ⑤栗山町子ども・子育て支援事業計画
- ⑥栗山町公共施設等総合管理計画（令和元年 12 月に追加）

※議会としては、この 6 事件を審査するにはかなりの負担となっているので、将来的には見直したいとのこと。

### ○栗山町総合計画の策定と運用に関する条例を議決（平成 25 年 4 月施行）

- ・基本構想と基本計画を議会の議決事項とする。
- ・計画期間は、原則 8 年とする。（第 7 次総合計画は、令和 5 年から 12 年まで）
- ・基本計画は、原則 4 年の実施計画と後期 4 年の展望計画とする。
- ・計画の策定手順（第 9 条）の中で、「町民の参加機会を保障、多様な手法で町民の参加を推進」などを規定している。
- ・情報の作成と公開（第 10 条）の中で、「町民の参加を効果的に推進するため、討議すべき課題と論点を整理した文書のほか必要な情報を作成し、町民に提供する」など、自治基本条例と同様、情報共有と町民参加の理念が貫かれている。

## Ⅲ所感

議会改革の先駆者として走り続けてきた栗山町議会であるが、人口減少に歯止めがかからず、議員定数も 1 名減の 11 名と見直さざるを得ない状況にあった。

このような中でも「議員の学校」など、新たな議会改革を進めている姿勢は、同じ議会人として尊敬に値する。

総合計画の策定についての議会からの対案提示が、基本構想や基本計画の修正案の提示にとどまっていたことは、議会と行政との情報量の違いから生じたもので、これはやむを得ないものと思われた。

自治基本条例を始め、議会基本条例、総合計画の策定と運用に関する条例にも、情報共有と町民

参加のまちづくりの理念が貫かれており、このことを粕屋町においても実現できるよう、今後、検討していきたい。

## (2) 芽室町

### I 芽室町の概況

芽室町は、十勝平野の西部に位置しており、帯広市に隣接している。面積 513.76 km<sup>2</sup>、人口 17,997 人、農業とこれを活かした商工業の町である。

令和 6 年度一般会計予算額は 129 億 98 百万円である。

芽室町議会は、議会改革度で常に上位にランクされている。

### II 視察調査の結果

#### ①議会改革への取組

##### ◎議会の概要

###### ○常任委員会（任期 2 年）

- ・総務経済常任委員会（8 名）
- ・厚生文教常任委員会（8 名）

###### ○会期 通年（5 月～4 月） ※平成 25 年 5 月から

##### ◎議会改革のあゆみ

###### ○自治基本条例と議会基本条例

平成 16 年 10 月、議会基本条例と自治基本条例の研修会を実施

平成 18 年 10 月、栗山町・登別市議会を調査・視察

議会基本条例制定を見送り、自治基本条例の中に盛り込むことを決定

平成 19 年 3 月、議会提案（4 条文）を盛り込んだ執行部提出の自治基本条例を議決（平成 19 年 4 月施行）

平成 22 年 11 月、議会基本条例を制定すべきとの意見が浮上

平成 23 年 4 月、議会改選後、議会改革・活性化上で議会基本条例が必要との議論が高まる。

平成 24 年 5 月、福島町議会を調査・視察

平成 24 年 7 月、協議開始→協議回数（113 回）6 か月で原案策定→平成 25 年 3 月、議会基本条例を全会一致で議決（平成 25 年 4 月施行）※以降 3 度の改正

###### ○議会基本条例制定後の取組

###### ・条例制定と同時スタート 7 項目

政治倫理条例制定、議会会議条例制定、通年議会制スタート、文書質問制スタート  
傍聴者への配慮、議会改革諮問会議、議会だより通年発行

###### ・条例制定後の重要性

①条例の進行管理が大事→自己評価・委員会評価・議会評価

②議会における計画が重要→議会活性化計画

③条例点検・見直しが大事→条例改正の協議

###### ・議会活性化計画～議会運営方針を具現化

- ①住民に開かれ→情報公開・共有（議会だより・HP、報告会・意見交換会など）
- ②分かりやすく→具体性・タイムリー性（改革改善、技術向上）
- ③行動する→委員会の活性化（通年議会制、議員間討議、政策提言など）

↓

町民に信頼される議会

#### ◎議会改革の主な取組

##### ○通年議会制

- ・メリット・・定例会議月以外も、タイムリーに執行機関への事務調査等が可能となり、委員会活動等の充実に寄与。臨時会議も適宜開催できる。
- ・デメリット・・一定の計画性を担保した運営でないと、議員の活動量が単純に増加。

##### ○議会モニター制度

平成 24 年度から議会への住民参加による議会改革・活性化の推進を目指して導入した。これまでに制度を 2 度改正した。令和 6 年度は、定員 20 人を委嘱予定。公募による募集が原則であるが、実際には公募と並行して議員からの候補紹介により、バランスを図るとともに、新たな人材発掘への配慮も意識している。

##### ○議会サポーター制度

平成 24 年度から導入した制度。議会改革・活性化は、議会及び議員のみで成し遂げることは至難であるため、地方自治等の専門家・研究者の支援を受ける仕組み。地元大学教授や早稲田大学マニフェスト研究所・研究員、そこから紹介された専門家など。（8 名）

任期は 1 年で無償。議員研修を依頼する際には、報酬等を支給している。

##### ○議会報告会～議会報告と町民との意見交換会（議会フォーラム）

平成 21 年度から実施している制度。「開かれた議会」の実践メニュー。

年間の議会活動について町民に報告し、その場で出された「行政課題などの意見と要望」は執行機関に伝え、「提案内容」は議会の所管委員会に振り分け、委員間で協議・討議し、次の報告会でその調査内容を公表するなど、「議会からの政策サイクル」の基盤となったメニューである。

平成 26 年度からワークショップ方式を導入し、団体別の意見交換会や高校生との意見交換会を実施している。

##### ○議会だよりの通年発行

議会運営委員会が編集責任。発行のための編集企画会議を開催し、年 1 2 回発行。

#### ◎議決事項の拡大と議会の取組

##### ○議決事項の拡大

議会基本条例制定時には、議決事項としては総合計画の策定のみであったが、平成 27 年 5 月に庁舎建設基本計画と都市計画マスタープランを追加している。

##### ○総合計画の策定と運用に関する条例を議決（平成 27 年 12 月施行）

- ・基本構想と実施計画を議会の議決事項とする。
- ・基本構想は、原則 8 年とする。実施計画は、前期 4 年、後期 4 年とする。

(第5期総合計画は、平成31年度から令和8年度まで)

・計画の策定手順(第9条)の中で、「町民の意見を反映させるため、意見交換会アンケート調査、まちづくり意見募集等により、広く町民の参加機会を保障する。」

また、「町民の参加を効果的に推進するため、基本構想等の策定に当たって討議すべき課題及び論点を整理した文書、その他必要な情報を作成し町民に提供する。」など、自治基本条例に従い、町民参加と情報共有の理念が貫かれている。

#### ○議会の対応

特別委員会を設置し、「全体工程の素案」から「成案につながるパブリックコメント案」に至るまで、委員会ごとに1年以上、執行機関との協議・調整を図りながら、審査・調査を行う。また、検討の初期段階では、町と議会合同の研修会を開催するなど、議事機関と執行機関との共通認識を図る工夫も取り入れながら、重要事項の審査が遺漏なく尽くせるよう臨んでいる。

### Ⅲ所感

議会改革のトップランナーとして、常に走り続けている芽室町議会であるが、その推進役は議会運営委員会であった。

議会だよりの毎月発行、HPの作成、議会報告・意見交換会の実施も議会運営委員会が行っており、業務が多忙なため、今後、業務分担を考えていきたいとのことであった。

総合計画の策定については、1年以上にわたって、「全体工程の素案」から「成案につながるパブリックコメント案」に至るまで協議・調整を行ってきており、検討の初期段階で町と議会合同の研修会を実施するなど、まさに自治基本条例を実践していると思われた。

これらのことを粕屋町においても実現できるよう、今後、検討していきたい。